

第三期 避難 12 市町村における鳥獣対策のための 広域戦略 概要版

避難 12 市町村における鳥獣対策のための広域戦略の概要

1. 第三期広域戦略の目的及び対象並びに展開期間

<第三期広域戦略の目的>

- ☆ 人との軋轢を生じさせる様々な野生鳥獣に対する被害対策の実施により、住民が安心して暮らせる安全な生活環境を確保する

○対象鳥獣

- ・人の生活環境周辺（以下「人の生活域」）において人との軋轢を生じさせる野生鳥獣

○展開期間

- ・令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月の 5 年間とする。

○第三期広域戦略のポイント

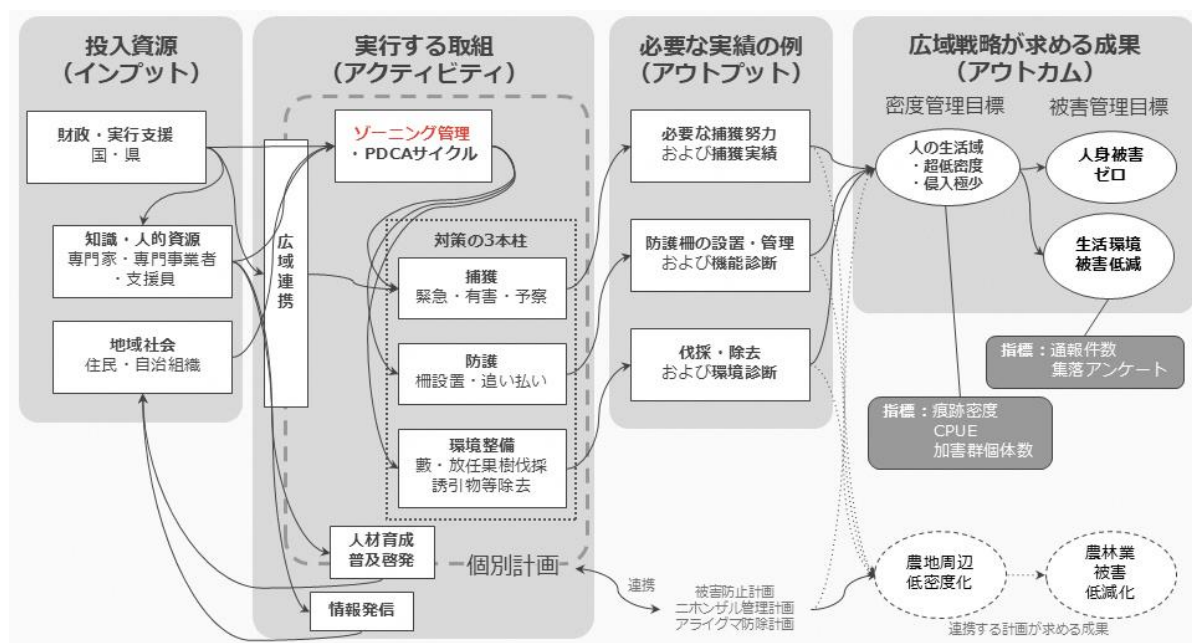
- ・単独の獣種だけでなく、複合鳥獣被害への対応の必要性に言及
- ・捕獲人材等の対策の担い手の不足解消のための広域連携を重要課題として位置づけ

2. 第三期広域戦略の基本方針と全体像

<第三期広域戦略の基本方針>

- ☆ 避難 12 市町村において安心・安全な生活環境を確保するために、市町村間で連携して鳥獣対策を充実させるとともに、住民が主体的に取り組む「持続可能な鳥獣対策実施体制」の構築を図る

第三期広域戦略では、全体像をわかりやすくするため、実行する取組や広域戦略として目指す状態との関係性を、ロジックモデルという形で整理した。



第三期広域戦略において実行する取組間の関連性の概念図（ロジックモデル）

第三期広域戦略による野生鳥獣対策の推進方針

1. 目標及び目標達成の指標

第三期広域戦略では、広域戦略の実効性を高めるために、具体的な数値目標を設定した。

<被害管理目標>

- ◇ 人身被害「ゼロ」の維持
- ◇ 生活環境被害の低減

<被害管理指標>

- ◇ 農業集落アンケートにおける対象全獣種による「生活環境被害あり」の回答率を令和5年度（約74%）から25%以上低下させる
- ◇ 生活環境被害に関する通報件数を25%以上削減する

<密度管理指標>

- ✧ 市街地・営農集中ゾーンにおいて、イノシシ痕跡密度を1 km あたり1 個未満に削減する
- ✧ 市街地・営農集中ゾーンにおいて、イノシシの CPUE（単位努力量あたりの捕獲数）をゼロにする
- ✧ 市街地・営農集中ゾーンに出没するニホンザル加害群の合計個体数を、令和7 年度末時点で把握されている対象となる加害群の合計個体数から半減させる

2. 主な取組

（１） 目標達成に必要な鳥獣対策

①生息環境管理、②侵入防止柵の設置、③捕獲（鳥獣被害対策の「3 本柱」）を、適切に組み合わせて実施していく。

（２） 対策を効果的・効率的に実施するための取組

鳥獣被害対策の「3 本柱」を効果的・効率的に実施するために、以下の①から⑧の取組を実行する。

① 広域ゾーニングに基づくゾーニング管理

広域ゾーニングに基づいて、各市町村個別計画で設定した個別ゾーニングに沿って、鳥獣対策を実施する。

② モニタリングによる現状把握及び実行した取組への評価並びに目標設定への活用

個別計画に沿って実行した取組について、実行に合わせて指標を収集し、指標値に基づいて評価するとともに、次年度の目標設定に活用し、PDCA サイクルを適用させる。

③ 広域連携による情報共有及び取組の実行

12 市町村で連携して有益な情報の共有を図るとともに、鳥獣被害対策の三本柱の実施において、広域的な対策が必要な場合は、隣接市町村同士が連携するとともに、効果的な対策を実施する。また、県は、ツキノワグマやイノシシ等の大型哺乳類の市街地出没に伴う緊急体制構築を含めた広域的な捕獲体制の整備について検討する。

④ 部局間の縦断的・横断的連携及び関連計画間の連携

多岐にわたる鳥獣被害に対応するため、部局を超えて連携し、効果的な対策を実施する。

⑤ 情報共有プラットフォームによる対策実施・情報共有の効率化及び組織間の連携強化

鳥獣対策においても DX 化を推進し、情報の一元管理体制及び迅速な情報共有体制を確立するとともに、関連する組織間の連携を強化し、PDCA サイクルの加速化を図る。

⑥ 人材の育成・確保を目的とする研修会・講習会の開催

住民主体の対策実施モデル事業の成果を横展開するとともに、バランスの取れた自助・共助・公助体制の構築を目指し、さらなる人材の確保を進めるため、研修会・講習会を開催する。避難地域の課題である対策の担い手不足の解消に向け、研究機関等と連携を図り、

関係人口の増加につながる取組を模索する。

⑦ 住民及び住民以外も含めたより広範な対象への情報発信及び外部組織との連携

避難 12 市町村における鳥獣対策のための取組についての情報を広く発信するとともに、外部組織と連携を図り、効率的な情報発信を行う。

⑧ 市町村が独力で個別計画を策定するための取組

各市町村が地域の実情を踏まえたうえで、PDCA サイクルを適用し、個別計画を改善できる知識・技術の獲得や体制の構築を目指す。

各市町村が個別計画に沿って実行する具体的な取組

1. 個別計画の策定方針

＜個別計画策定における中心的な項目＞

- ◇ 市町村ごとの実情に応じた、鳥獣被害防止のための目標
- ◇ 目標達成に必要な具体的な対策
- ◇ 現状把握及び対策の効果検証並びに計画改善のためのモニタリング手法

2. 個別計画に記載する取組

個別計画において設定されている各ゾーンにおいて、対策の「3 本柱」を進めるとともに、それらの効果を検証するためのモニタリング調査を実施する。

この実施にあたり情報収集を効率的・継続的に行うため、野生鳥獣管理における情報共有プラットフォームを構築し、情報を一元的に管理するとともに、PDCA サイクルの加速化を図る。

(1) ゾーニング管理

ゾーニング管理方針に沿って設定された各ゾーニング区分について、現状と課題、必要な対策と当該年度の目標を記載する。

(2) ゾーニング管理の中での鳥獣被害対策の「3 本柱」

① 捕獲（個体群管理）

人身・生活環境被害防止のために必要な捕獲の詳細を記載する。捕獲の実施体制、活用する事業や予算規模、市町村全体の目標頭数とともに、各ゾーンにおける目標頭数を記載する。

② 防護（被害管理）

各ゾーンにおいて実施する、電気柵、金属メッシュ等を用いた防護柵の設置や、花火等を用いた追い払い等、発生している被害の低減化のために予定されている対策について、実施体制、活用する事業や予算規模、実施目標を記載する。個別計画の中で柵の維持管理

の実施を予定している場合も同様に、事業、予算規模、実施主体、実施目標を記載する。

③ 環境整備（生息地管理）

各ゾーンにおいて実施する、藪・竹林等の刈払いや放任果樹の伐採等、予定されている対策について、実施体制、活用する事業や予算規模、実施目標を記載する。

（３） モニタリング

予定されている全てのモニタリングについて、実施体制、活用する事業や予算規模、実施予定の地域、数量等を記載する。県や避難地域鳥獣対策支援員、環境省事業等、他機関が実施するモニタリング結果を活用する場合も、手法等の詳細を記載する。なお、実施主体が他機関の場合や職員実行の場合等では、予算等は省略可能である。

（４） 普及啓発・体制整備

予定されている住民向け研修会や、集落環境診断について、実施体制、活用する事業や予算規模、対象地域、予定されている回数等を記載する。避難地域鳥獣対策支援員が実行する場合も、漏れなく記載する。

3. 継続的な対策実施体制の構築

野生鳥獣の動向は、気象条件や自然環境の変動、人間活動の変化といった不確実な要因に大きく左右されるため、対策は被害状況の一時的な変動に左右されることなく、継続することが重要であり、継続的な実施体制を構築する。

（１） 捕獲体制

指定管理鳥獣捕獲等事業、市町村による有害捕獲ともに捕獲に従事しているのは主に捕獲隊や実施隊であり、高齢化や後継者不足という課題を抱えている。今後は、捕獲事業者の活用や新たな人材確保など、捕獲実施者数の確保のための施策を充実させる必要がある。また、市町村の境界を超えた広域的な捕獲実施体制の構築も検討する必要がある。

（２） 防護柵設置及び維持管理体制

適正に設置された防護柵であっても、適切な維持管理がなされていないと、破損や経年劣化により、野生鳥獣の侵入を継続的に防ぐことはできない。柵の維持管理については住民主体の実施が効果的なため、適切な維持管理方法の普及等により維持管理体制を構築する。

（３） 環境整備及び維持管理体制

刈り払いなどの生息環境整備により野生鳥獣の出没が一時的に低減しても、整備を継続しなければ出没リスクは再燃してしまう。実施にあたっては、「集落」、「農地」、「森林」、「河川・水路」など、野生鳥獣が侵入することが多い各環境の管轄部署・組織と調整し、継続的な維持管理体制を構築する。